

## 運動部活動の地域移行について

### 1 これまでの経緯

スポーツ庁では、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や、中央教育審議会答申及び国会での附帯決議も踏まえ、運動部活動を段階的に学校教育から地域での活動に切り替えるとして、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を整理した。

この中では、令和5年度以降、休日の運動部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が部活動の指導に従事しないこととする方針が示された。

これを受けて、運動部活動の地域移行を着実に推進していくため、国において「運動部活動の地域移行に関する検討会議」が設置され、集中的に検討が行われた結果、令和4年6月に提言が取りまとめられ、令和4年12月には新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定された。

### 2 国における部活動改革について ※別紙ガイドライン概要資料参照

#### (1) 改革の趣旨等

- ・学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行は、将来にわたり生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するために重要
- ・地域クラブ活動は、地域の運営団体・実施主体が行うことになる一方、生徒の望ましい成長のため、学校との連携が重要
- ・生徒のスポーツ・文化芸術環境をめぐる状況は、地域によって異なるため、運営団体・実施主体の在り方をはじめ、地域クラブ活動の整備方法等は地域の実情に応じた多様な方法がある
- ・他、学校部活動の地域連携から取り組むなど段階的な体制整備を進めることが考えられる
- ・休日の学校部活動の地域連携や地域移行の達成時期について、国としては一律に定めず、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す

#### (2) 改革の方向性

- ・休日の運動部活動から段階的に地域移行
- ・令和5年度からの3年間を「改革推進期間」と位置付ける
- ・生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
- ・地域のスポーツ・文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進
- ・学校の働き方改革の推進に向けた教員の負担軽減

### 3 本市の現状

現在本市においては、顧問教員による指導を基本としながら、主に学校からの推薦に基づき、「部活動指導員」及び「外部指導者」の活用も行っている。

#### 【部活動指導員】

会計年度任用職員としての身分であり、顧問の代わりに単独での部活動指導、練習試合等の引率を行う。(週11時間が上限(平日2時間×4日、土日のいずれか1日3時間)、教員としての1年以上の経験等の要件あり)

#### 【外部指導者】

有償ボランティアとして、顧問教員の補助的な役割を担う。(年36回が上限(1回2～3時間、土日も含む)、特別な要件なし)

#### 4 今年度の取組「地域運動部活動推進事業（モデル事業）」

本市においては、今年度、休日の部活動指導を外部に委ねる「地域運動部活動推進事業（モデル事業）」を実施している。

##### （１）概要

スポーツ庁の委託事業であるモデル校での実践研究を通して、休日の部活動の段階的な地域移行に係る効果的な手法の検討や課題の洗い出しを行うもの。

休日の部活動指導を、民間の指導者が顧問に代わって単独で行うことで、地域移行受け入れ体制の整備や、教員の働き方改革の検証等を行う。

##### （２）モデル校・実施部活

- ・三条中学校（野球部、バレーボール部、バドミントン部）
- ・根白石中学校（野球部、陸上部）

##### （３）スケジュール

- R4.11 事業開始
- R5.1 モデル校との連絡会
- R5.2 モデル校へのアンケート実施、事業完了



ミーティングの様子



練習中の様子

#### 5 国の動向について

・当初、令和5年度からの3年間を「改革集中期間」として、休日における地域クラブ活動への移行をおおむね達成するとしていたところ、「改革推進期間」と名称を改め、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとされた。

・令和5年度の地域移行に係る国予算について、概算要求では118億円を計上していたところ、28億円程度となる見通しであることが報道された。

→上記の通り、国における検討状況等には流動的な部分が多く、今後とも動向を注視していく必要がある。

#### 6 今後の方向性

部活動が担ってきた教育的意義や地域の実情を踏まえながら、地域クラブ活動ではなく学校部活動の地域連携といった形も含め、生徒にとってより良い仕組みとなるよう、関係部局や関係機関とも連携しながら取り組んでいく予定である。